

○総務省令第四十号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

総務大臣 野田 聖子

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

【第一章〜第三章 略】

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

【第一節〜第四節の二 略】

第四節の二の二 航空機搭載型合成開ロレーダーの無線設備（第四十九条の四の三）

第四節の二の三 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。

）の無線設備（第四十九条の五）

【第四節の三〜第九節 略】

【第五章 略】

附則

【第四十九条の四の二 略】

第四節の二の二 航空機搭載型合成開ロレーダーの無線設備

（航空機搭載型合成開ロレーダー）

第四十九条の四の三 合成開ロ技術（航空機の飛行等に伴う受信信号のドップラー効果の利用により大開口センサーと同様の対象物判別精度を得る技術をいう。）を利用して地面等の観測を行う航空機に開設する無線標定移動局の無線設備であつて、九、二〇〇MHzから九、八〇〇MHzまでの周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 変調方式は、周波数変調であつて連続波方式により送信するもの又はパルス変調であつてパルスの期間中に搬送波を周波数変調して送信するものであること。

二 等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

ア 周波数変調であつて連続波方式により送信するもの 三〇デシベル（一ワットを〇デシベルとする。イにおいて同じ。）以下

イ パルス変調であつてパルスの期間中に搬送波を周波数変調して送信するもの 六三・五デシベル以下

第四節の二の三 略

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを
------	-----	--------------------

目次

【第一章〜第三章 同上】

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

【第一節〜第四節の二 同上】

第四節の二の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。

）の無線設備（第四十九条の五）

【第四節の三〜第九節 同上】

【第五章 同上】

附則

【第四十九条の四の二 同上】

【新設】

第四節の二の三 同上

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを
------	-----	--------------------

付したものを除き、百万分率)

付したものを除き、百万分率)

[1～5 略]		
6 100MHzを超え470MHz以下	[1～3 略] 4 <u>無線測位局</u> (1) VORの送信設備 (2) その他の無線測位局 (注29、30) [5～11 略]	[略]
7 470MHzを超え2,450MHz以下	[1～8 略] 9 <u>無線測位局</u> [(1)～(6) 略] (7) <u>その他の無線測位局</u> (注29) [10～13 略]	[略]
[8・9 略]		

[1～5 同左]		
6 100MHzを超え470MHz以下	[1～3 同左] 4 <u>無線測位局</u> (注29) (1) VORの送信設備 (2) その他の無線測位局 (注30) [5～11 同左]	[同左]
7 470MHzを超え2,450MHz以下	[1～8 同左] 9 <u>無線測位局</u> (注29) [(1)～(6) 同左] (7) <u>その他の無線測位局</u> [10～13 同左]	[同左]
[8・9 同左]		

[注1～28 略]

[注1～28 同左]

29 無線測位局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯は、総務大臣が別に定める。

29 次に掲げる送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

- [判る]
- [判る]
- [判る]

- ① 船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー
- ② 捜索救助用レーダートランスポンダ
- ③ 10.5GHzから10.55GHzまで又は24.15GHzから24.25GHzまでの周波数の電波を使用する無線標定業務の無線局の送信設備

[30～57 略]

[30～57 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。